岩手県告示第239号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）の一部を次のように改正し、平成24年４月１日から施行する。

平成24年３月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

改正前	改正後
１　久慈市のうち別図１に示す第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域 ２　釜石市のうち別図２に示す第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域 ３　金ケ崎町のうち別図３に示す第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域 備考　別図１から別図３までは、省略し、岩手県環境生活部環境保全課並びに関係市役所及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。 ４　大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域 ［略］ ［略］	１　金ケ崎町のうち別図に示す第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域 備考　別図は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。 ２　雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域 ［略］ ［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	